

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 28 日現在

機関番号：15301

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24500898

研究課題名(和文) しつけと虐待に関する意識と実態 日韓の教員養成課程の大学生の比較研究

研究課題名(英文) The Consciousness and the Actual Condition of discipline and abuse – comparative study on Japanese and Korean college students seeking degrees in teacher training

研究代表者

李 キョンウォン (LEE, Kyoung won)

岡山大学・教育学研究科(研究院)・教授

研究者番号：90263425

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：研究目的は日韓の教員養成課程の大学生のしつけと虐待に関する認識を明らかにすることである。両国で2013年から2014年の間に調査を行った(日本1238部回収,韓国1394部回収)。研究結果をまとめる。しつけのためなら時には体罰も必要と考える日本大学生は4割,韓国大学生は8割以上である。23行為のうち7割以上の大学生がしつけで行ってよいと答えたのは,日本は1,韓国は2行為,9割以上が虐待と認識したのは,日本は7,韓国は5行為である。しつけとしての体罰を容認する学生は,諸行為をしつけと認識する傾向がある。虐待関連情報に接したり,講義受講経験のある学生は,23行為を虐待と認識する傾向がある

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to reveal the recognition of discipline and abuse in college students of the Faculty of Education of Japan and Korea. In Japan, we have collected 1233 valid responses between September 2013 and January 2014. In Korea, we have collected 1394 between October and December 2013. The findings are as follows: 1. More than 40% of Japanese students and 80% of Korean students allowed punishment for discipline. 2. Out of the 23 actions, more than 70% of the students considered: only scolding (Japanese), and scolding and slapping on hands (Korean), as discipline. More than 90% of the students considered: 7 actions including giving burn marks (Japanese), and 5 including slapping faces (Korean), as abuse. 3. More than 30-40% students of both countries have experience of getting slapped by their parents during childhood. 4. Students who have taken lectures or have been exposed to topics related in child abuse most likely considered the 23 actions as abuse.

研究分野：家族社会学

キーワード：しつけ 虐待 日韓比較

1. 研究開始当初の背景

日本と韓国で児童虐待を防止する法律が施行されたのは、日韓ともに 2000 年からである。日本では 2000 年に「児童虐待防止等に関する法律」(以下「児童虐待防止法」と称する)が成立し、韓国では 2000 年に改正した「児童福祉法」に基づいて児童虐待関連の条文が明文化された。しかしながら両国では、現在も親による虐待により子どもが死亡する事件が後を絶たない。

さらに、子どもを虐待した親や虐待によって子どもを死亡に至らせた親の中には、「しつけのつもりだった」、「しつけが過ぎた」と虐待行為をしつけとして正当化しようとする者も少なくない。そして、日本におけるそのような状況はマスコミ報道からたびたびみられる。韓国には、子どものしつけを表わす「訓育(フユク)」という言葉がある。韓国においても、近年、保護者による子ども虐待が増える中、子どもに対する訓育のつもりで虐待行為を行い「児童福祉法」違反で起訴、逮捕される保護者が増えていることから、訓育と称した子ども虐待問題が深刻な社会問題として浮上している。

私たちは、本研究の前に、両国において未就学児の保護者を中心にしつけと虐待の認識と実態を調査し、また、子どもと関わる仕事に従事する人々を対象にしつけと虐待の認識に関する調査を行ってきた。その結果、子どもを育てる親だけでなく、親から相談をうける立場にいる人や子どもと長い時間接している人々においても、子どものしつけと虐待に対する一貫した見解を持っていない現状を確認することができた。これまでの研究を踏まえて、本研究では、将来子どもと関わる仕事に就くことが予想される教員養成課程の大学生における児童虐待、しつけと虐待に対する認識を明らかにすることを目的とした。

2. 研究の目的

本研究の目的は、日本と韓国の教員養成課程の大学生におけるしつけと虐待に関する意識を明らかにすることである。将来教員になることを目指す教員養成課程の大学生は、しつけと虐待についてどのような意識を持っているのか、児童虐待に関する知識の有無程度はどうか、児童虐待に関連する情報に接したことはあるのか、そのきっかけはなにか、また、生育環境はしつけと虐待に対する意識形成にどのように関わっているかを明らかにすることを目的として、教員養成課程の大学生を対象に調査を行った。

3. 研究の方法

(1) 日韓両国における子どものしつけと虐待に関連する先行研究の検討

日韓両国における子ども虐待に関する実態、しつけと称した虐待事件に関する実態の把握、文献レビューと児童虐待防止をめぐる

法制度・政策資料収集と分析を行った。

(2) 日韓両国で教員養成課程の大学生を対象に質問紙調査実施

日本と韓国において教員養成課程を持つ大学の協力を得て、大学生を対象に「しつけと虐待に関する大学生の意識調査」というタイトルで調査を行った。調査方法は、質問紙による集合調査である。

日本の場合は、2013 年 9 月から 2014 年 1 月の間に教員養成課程を持つ独立行政法人国立大学 14 校の協力を得て、大学生を対象に 1,761 部を配布し、1,238 部を有効回収した(有効回収率 70.3%)。韓国の場合は、2013 年 10 月から 12 月の間に教員養成課程を持つ国立大学 5 校の協力を得て、大学生を対象に 1,510 部を配布し、1,394 部を有効回収した(有効回収率 92.3%)。

本研究のための調査を実施する際、調査対象者には、本研究の背景と目的、プライバシーおよび個人情報の保護、調査結果の公表などに関する説明書を全員に配布した。説明書には、本調査は、匿名調査であり、個人が特定されたり、その情報が漏れることはないこと、回答に強制性はなく、回答しなかったことによる不利益は生じないことなどを示し、倫理的配慮を行った。

4. 研究成果

(1) 調査対象者の属性

日本の場合、調査対象者の性別は、女子学生が 831 名(67.5%)、男子学生が 399 名(32.4%)、学年は、1 年生が 26.7%、2 年生が 45.9%、3 年生が 15.8%、4 年生が 11.6% である。家族と同居が 36.7%、一人暮らしが 62.4%、その他が 1.0% である。韓国の場合、女子学生が 887 名(63.7%)、男子学生が 504 名(36.2%)、1 年生が 33.2%、2 年生が 33.7%、3 年生が 25.3%、4 年生が 7.7% である。家族と同居が 38.1%、一人暮らしが 61.7%、その他が 0.1% である。

(2) しつけと虐待の認識を明らかにするために設定した諸行為と主な質問について

虐待に関する先行研究^{①②③④⑤⑧⑩}と厚生労働省の『子ども虐待対応の手引き』^⑥などで提示された項目を参考にして、しつけと虐待に関する認識を問うための 23 行為を設定した。23 行為は、1. 子どもを大声で叱る、2. 子どものお尻をたたく、3. 子どもの手をたたく、4. 子どものお顔をたたく、5. 子どものお顔をたたく、6. 子どものお足を蹴る、7. 子どものお体をつねる、8. 子どもに物を投げる、9. 子どもにやけど(タバコ・マッチ・熱湯など)を負わせる、10. 整髪ではなく、子どもの髪を切る、11. 子どもが泣いていても放っておく、12. 子どもに食事を与えない、13. 子どもをお風呂に入れない、14. 子どものお下着を替えない、15. 子どもを一室(押し入れなど)に閉じ込める、16. 子どもを家の外(ベラン

ダなど)に出す, 17. 自分の娯楽のため, 子どもを家に残したまま出かける, 18. 自動車の中に子どもだけに乗せたままにする, 19. 子どもを裸のままにしておく, 20. 子どもに言葉による脅しをする, 21. 子どものことを無視する, 22. 他のきょうだいと差別的な扱いをする, 23. 子どもを学校に行かせないなどの23行為である。

23 行為に対する大学生の認識を確認するために3つの質問を設け, 子どもの頃23行為を親から受けた経験を問い, 経験がある場合, その時の気持ちを確認した。さらに, 23行為に対して, 諸行為をしつけとして行ってよいか, 虐待と思うか, どちらともいえないかの中から選んでもらい, 大学生の認識を確認した。

(3) 分析結果

①しつけに伴う体罰についての考え

まず, 「子どものしつけのためには, 時には体罰も必要」意見を支持した大学生は, 日本の場合4割強, 韓国の場合8割強である。一方, 「しつけのつもりでも, 結果的に子どもの心や体を傷つけることは虐待にあたる」という意見については, 日本も韓国も9割前後の人が支持していた。

②子どもの頃の経験

日本と韓国における多くの大学生は子どもの頃, 親から「大きな声で叱られた」経験があり, また多くの大学生は, その経験を「しつけだったと思った」と答えていた。親から身体の一部をたたかれた経験がある大学生も3~4割程度いた。韓国大学生は, 手やお尻をたたかれた場合には, 「しつけだったと思った」と考える傾向があったが, 頭や顔をたたかれている場合は「虐待だと思った」と考える傾向があった。親から体の一部を叩かれた経験のある日本大学生は, 多くの場合, 「しつけだったと思った」と答えており, 両国間に差がみられた。

③しつけと虐待に関する認識

23行為のうち, 7割以上の大学生が「しつけとして行ってよい」と答えた行為は, 日本大学生は, 「子どもを大声で叱る」(76.8%)の1行為で, 韓国大学生は, 「子どもを大声で叱る」(73.1%)と「子どもの手をたたく」(75.1%)の2行為であった。

9割以上の大学生が「虐待になる」と認識した行為は, 日本大学生は「子どもにやけどを負わせる」(97.9%), 「整髪ではなく, 子どもの髪を切る」(92.1%), 「食事を与えない」(93.6%), 「お風呂に入れない」(93.7%), 「下着を替えない」(93.4%), 「裸のままにしておく」(93.5%), 「学校に行かせない」(94.1%)の7行為である。韓国大学生は, 「子どもの顔をたたく」(92.2%), 「物を投げる」(91.2%), 「やけどを負わせる」(97.9%), 「押し入れなどに閉じ込める」(94.0%), 「裸のままにしておく」(92.1%)の5行為である。

「虐待になる」と認識した割合が最も高か

った行為は, 両国ともに, 「やけどを負わせる」で, 97.9%であった。

両国の大学生のしつけと虐待に関する認識においては, 割合の高低の差はみられたものの, しつけとして行ってよいか, または虐待になると思うかという認識においては, ほぼ同様の傾向がみられた。

④児童虐待に関する知識及び講義などの情報に接した経験など

両国の大学生の児童虐待に関する知識は必ずしも高いとはいえなかったが, 韓国大学生に比べて, 日本大学生の方が少し高い傾向がみられた。両国ともに法律に基づいて, 教職員などは, 被虐待児童を発見したり, 虐待の疑いがあると思った場合, 関係機関に通告する義務がある。教職員の通告義務について, 知っているとしたのは, 日本大学生の77.4%, 韓国大学生の54.1%であった。

児童虐待に関する情報に接した経験については, 日本大学生の65.9%, 韓国大学生の49.5%があると答えた。情報に接した経験は, 韓国大学生に比べて日本大学生の方が多く, その情報源は主にテレビであることが分かった。日本大学生は, その他, 大学の講義において情報を得ることが多く, 韓国大学生は, その他, インターネットで情報を得ることが多かった。児童虐待に関する情報に接したきっかけを質問したところ, 両国ともに「虐待に関する書籍や新聞, テレビを偶然みた」という回答が最も多く(複数回答), 日本は88.8%, 韓国は95.3%であった。次に多かったのは, 日本は「普段から関心があった」で17.4%, 韓国は「その他」で11.0%であった。また, 両国ともに, 「周りにしつけを理由に虐待をしている父母がいるから」を選んだ学生が3%程度いた。

大学の講義において, 児童虐待関連講義を聞いたことがあると答えた大学生は, 日本の場合は, 51.6%で, 半数を超えていたが, 韓国大学生の場合は, 7.0%で1割にも満たなかった。両国ともに, 大学で講義を聞いたことがある大学生は, その講義は, 将来教師として必要な知識であると考えており, 教師として児童虐待防止に努める必要があると考えていた。一方では, 講義を聞いたことで, 今後, 被虐待児童を発見した際, うまく対応できるか不安を感じた大学生もみられた。

大学で児童虐待関連講義を聞いたことがないと答えた韓国と日本の大学生は, そのほとんどが, 今後勉強する必要がある, 勉強したいと答えていた。

また, 児童虐待に関する情報に接した経験がある大学生, 大学で児童虐待に関する講義を聞いたことがある大学生は, 経験がない大学生に比べて, それぞれの行為を「虐待である」と認識する傾向がみられた。このような傾向は, 日本, 韓国の両国の大学生にみられた。

⑤考察

本研究で教員養成課程の大学生を調査対

象にした理由は、児童は多くの時間を学校で過ごしており、教職員は児童虐待を早期発見できる位置にあるとともに、通告義務を含め的確に対応しなければならない位置にあること、さらに、虐待を受けている児童を発見するのは、教職員の経歴とは相関しないことなどの理由から、教員になる前の段階において正しい知識と認識を持つことが、非常に重要であると考えたからである。先行研究でも明らかになったように、子ども関連職業の従事者においても、しつけと虐待に関する一貫した見解を持っていないことが確認されている²⁵⁾。しつけと虐待に関する認識、また児童虐待に関して正しく認識することは必要であると思われる。

今回の調査においても、大学において児童虐待関連の講義を受けた大学生、あるいは、学習経験のある大学生は、経験のない大学生に比べて、児童虐待に関して正しく認識していることが確認された。被虐待児童を発見した際、正しく対応するためには、正しい知識をもつこと、虐待行為に対して虐待として判断することが要求される。したがって、教員になってからも児童虐待防止のための学習などを含む努力を継続する必要があるが、教員になる前の段階においても正しい知識と認識を持つことが、非常に重要である。

また、被虐待児童を発見することは、教員の経歴と相関しないことを考慮すると、教員養成課程の大学生は少なくとも卒業までには、児童虐待やその防止のために学習できる機会が提供される必要があると思われる。児童虐待について正しい知識と認識をもった、児童の最も近くにいる専門家として、特に教員が児童虐待に適切に対応できる能力を育てていくことが、児童虐待防止のためには必要不可欠である。

[引用文献]

[日本語文献]

- ①李環媛・安山美穂, 2002, 「どこまでが「しつけ」でどこからが「虐待」なのか—実態調査に基づく推定の試み—」『宮崎大学教育文化学部紀要(芸術・保健体育・家政・技術)』7: 1-19。
- ②李環媛・安山美穂, 2004, 「しつけと虐待に関する研究—子どもの生活に関わりをもつ人を対象にした調査に基づいて—」『宮崎大学教育文化学部附属教育実践総合センター研究紀要』12: 117-130。
- ③李環媛・山下亜紀子・津村美穂, 2012, 「しつけと虐待に関する認識と実態—未就学児の保護者調査に基づいて—」『日本家政学会誌』63(7): 379-390。
- ④李環媛・津村美穂, 2014, 「未就学児の父親におけるしつけと虐待の実態と意識—2000年と2010年調査の比較—」『比較家族史研究』28: 88-118。
- ⑤上本めぐみ・李環媛, 2014, 「教員養成課程の大学生における児童虐待に関する意

識」『教育実践学論集』15: 13-26。

- ⑥厚生労働省雇用均等・児童家庭局 2009, 『子ども虐待対応の手引き(平成21年3月31改正版)』。
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv36/index.html>)。
- ⑦斉藤咲子・大西香代子, 2007, 「しつけの実態と親子における認識の相違—中学2年生の生徒とその保護者からの実態調査結果より—」『子どもの虐待とネグレクト』9(1): 79-86。
- ⑧社会福祉法人子どもの虐待防止センター編, 1999, 『平成10年度社会福祉・医療事業団子育て支援基金助成事業: 首都圏一般人口における児童虐待調査報告書』。
- ⑨社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会, 2014, 『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第10次報告)』。
- ⑩千葉県社会福祉審議会児童専門分科会社会養護検討部会児童虐待防止調査研究委員会, 2006, 『「千葉県子育て支援・児童虐待防止に関する意識調査」結果報告書』。
- ⑪西澤哲, 2010, 「しつけと虐待の境目—親による体罰を考える」『児童心理』64(13): 1122-1127。
- ⑫萩原玉味・岩井宣子編, 1998, 『児童虐待とその対策—実態調査を踏まえて』多賀出版。
「韓国語文献」
- ⑬保健福祉部・1391 中央児童虐待予防センター, 2002, 『2001 全国児童虐待現況報告書』。
- ⑭保健福祉部・中央児童保護専門機関, 2013, 『2012 全国児童虐待現況報告書』。
- ⑮保健福祉部・中央児童保護専門機関, 2014, 『2013 全国児童虐待現況報告書』。
- ⑯保健福祉部・淑明女子大学産学協力団, 2011, 『児童虐待実態調査』, 淑明児童家族福祉研究会
- ⑰이소희他, 2002, 『증보개정판 그것은 아동학대예요』 동문사 (『増補改訂版それは児童虐待です』)。
- ⑱ 노혜련, 1992, 아동훈육과 아동학대의 구분-문화적 배경의 영향, 『韓国社会福祉学』, 第19巻: 113-137 (「児童訓育と児童虐待の区分—文化的背景の影響」)。

5. 主な発表論文等

(研究代表者, 研究分担者及び連携研究者には下線)

[学会発表] (計2件)

- ①李環媛・吳貞玉・森田美佐, 「韓国の教員養成課程の大学生におけるしつけと虐待に関する認識」第66回一般社団法人日本家政学会大会, 2014年5月25日, 北九州国際会館。
- ②森田美佐・李環媛・吳貞玉, 「子どものし

つけ・虐待と家庭科教育—教員養成課程の大学生の調査から—」第 57 回日本家庭科教育学会，2014 年 6 月 28 日，岡山大学。

〔報告書〕（計 1 件）

①李璟媛・森田美佐・吳貞玉，2015『しつけと虐待に関する意識と実態—日韓の教員養成課程の大学生の比較研究—』（平成 24 年度～平成 26 年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）基盤研究（C）研究成果報告書）。

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

李璟媛 (LEE, Kyoung-won)

岡山大学・大学院教育学研究科・教授

研究者番号：90263425

(2) 研究分担者

森田美佐 (MORITA, Misa)

高知大学・人文社会・教育科学係・准教授

研究者番号：20403868

(3) 研究協力者

吳貞玉 (OH, Jeong-ok)

(韓国)昌原文星大学校・福祉学部・教授